

令和 6 年度循環関連産業 D X 商談会業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 6 年度循環関連産業 D X 商談会業務委託

2 概要と目的

持続可能な循環型社会の構築に向けて、世界的な資源制約や気候変動、さらには社会的課題の解決に対応していくため、循環関連産業に関わるあらゆる事業者に SDGs や DX の視点も踏まえたイノベーションや積極的なチャレンジが求められている。また、2050 年のカーボンニュートラルへの動きをチャンスととらえ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を産業・経済の発展につなげていくためには、ICT ツールや DX を積極的に活用し、積極的に CO₂ 排出削減のための高度な技術を活用した資源循環を促進する必要がある。

しかし、循環関連産業に対して三重県が実施したアンケート調査では、LAN の整備や電子マニフェストの利用といった基礎的な ICT 環境について、半数以上の事業者が導入済みであったが、アプリ等による現場管理やシステムの一元管理といったツールの導入は、20% に満たない状況である。

更なる循環関連産業の DX 推進を図ることを目的として、実際に ICT ツールに触れることができ、かつ情報収集や事業者間の繋がりとなる場を提供し、ICT ツール等の導入の契機とする「循環関連産業事業者×ITベンダー商談会」を開催する。

3 履行期間

契約の日から令和 7 年 3 月 19 日（水）まで

4 業務実施計画案

業務内容	実施 期限	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
商談会の開催日	11月中						←→				
出展者の選定			→	→	→						
会場の選定			→	→							
商談会運営					→	→	→				
商談会周知					→	→					
参加者募集					→	→					
アンケート実施								←→	←→		
報告書作成	3月19日							→	→	→	→

5 業務内容

(1) 商談会概要

- ・受託者は、LAN の整備や電子マニフェストの利用といった基礎的な ICT 環境が整っていることを前提とした県内の循環関連産業の事業者を対象に、アプリ等に

よる現場管理やシステムの一元化といったソフトウェア、現場管理センサー等のハードウェアに触れる機会を提供し、ITベンダーとのマッチングを目的としたDX商談会を開催する。

- ・商談会の開催時期は11月中を予定とし、開催期間は1日、所要時間は5時間程度を見込んでいる。詳細の日時については、県と協議のうえ決定する。

（２）出展者

- ・出展するITベンターは約10社とする。出展者案について受託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・出展者については、県内の循環関連産業の事業者に対し、アプリ等による現場管理やシステムの一元化といったソフトウェア、現場管理センサー等のハードウェア等を提案ができる事業者の導入実績等を加味して選定すること。

（３）参加者

県内の循環関連産業の事業者の参加数は約50事業者を目標とする。循環関連産業の事業者は、産業廃棄物処理業者やリサイクラー、産業廃棄物の排出事業者とする。

（４）商談会の開催及び運営

商談会の運営、会場の設営及び撤収は受託者が行うものとする。運営を管理する者のほか、受付担当、出展者対応担当、会場管理担当など、担当者を適切に配置し、柔軟に対応できる体制を提案し、県と協議のうえ決定すること。なお、商談会の運営に必要な人件費等の費用は、受託者が負担するものとする。

- ・県と連携のうえ、チラシの作成、周知・広報、参加受付を行うこと。
- ・来場に際しては事前申込制とする。申込申請方法は、参加希望の循環関連産業事業者が簡便に申込みできる手法とすること。
- ・受託者は、参加者の申し込みに対して受付したのち、参加者一覧を作成し管理を行うこと。
- ・申込受付の状況について、県と情報共有ができる体制とすること。

（５）会場設置

受託者が下記の条件を満たす会場案及び会場内レイアウト案を提案し、県と協議のうえ決定するものとする。会場の調整、予約は受託者が行うこと。なお、会場使用料や備品使用料など、商談会の運営に係るすべての費用は、受託者が負担するものとする。

- ・会場の選定にあたっては、県内事業者が公共交通機関及び車での来場が可能な場所を選定すること。
- ・車での来場を想定し、十分な駐車場を確保できる会場とすること。
- ・会場に受付、出展ブース、商談ブース、配布物エリアを設けることが可能で、人の往来に余裕が持てる規模とすること。

- ・会場内に受付を設け、事前申し込みの来場者（企業名や人数）、飛込の来場者（企業名や人数）の記録を行うこと。
- ・出展ブースは、ポスター等を掲示できるよう仕切りを設け、長机2台及び椅子4脚、コンセント（100Vを2口）を配備すること。このほか展示に必要な備品は出展者の持ち込みを可能とすること。
- ・出展ブースは、上記を配備できる広さを確保すること。
- ・商談ブースは、出展ブースと同数を用意すること。出展者及び参加者が着座できるよう長机及び椅子を設け、商談しやすい空間を設けることとする。
- ・配布物エリアでは、県及び関係機関のチラシ（約10種類）の配架を行えるようにし、配架の方法は問わないこととする。

（６）アンケートの実施

商談会終了後1～2か月後を目途に参加者及び出展者に対して、商談会を契機としたシステム導入の実績などを聞き取るためのアンケート調査を県と連携し、実施する。

アンケート内容は、県が提供するものを基本とする。

アンケートの手法は問わないが、回収率が高くなる方法を県と協議し、採用すること。アンケートの結果は集計のうえ、報告書に添付すること。

（７）報告書作成

受託者は、6に定める内容を記載した報告書を作成すること。

6 成果品の提出

本業務に関する報告書を紙媒体2部、電子媒体（DVD-R等）1部を県に提出すること。報告書には、次の項目を必ず含めること。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務にかかる経費の内訳
- ・商談会参加者及び出展者一覧
- ・アンケート結果まとめ
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

7 その他

- （１）受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、

納期等遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

- (2) 受託者が7 (1) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係からの暴力団等排除条例第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (5) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。そのほか、県のホームページに掲載等のため、二次利用について承諾するものとする。
- (6) 県は、必要に応じて、受託者に報告を求めることができるものとする。
- (7) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。